

令和4年度地域包括支援センター及びアウトリーチ事業実地検査・ 指定介護予防支援事業所実地指導について

1. 検査・指導概要

(1) 実施時期

令和4年11～12月で8包括の実地検査・指導を実施

(2) 目的及び根拠

	地域包括支援センター・アウトリーチ	指定介護予防支援事業所
目的	業務委託契約内容の履行確認のため	適切な運営の確認のため
根拠	地方自治法第234条の2	介護保険法第23条

(3) 実施方法

- ・下記の検査内容のヒアリングと書類の確認
- ・執務室内の確認

(4) 結果

別紙の通り。法人・包括へは検査終了後に送付。
指摘事項はなし。

2. 当日検査内容

(1) 地域包括支援センター及びアウトリーチ事業の主な確認事項

①職員について	<ul style="list-style-type: none"> ・職員配置について ・超過勤務、職員の健康管理について ・研修や勉強会へ積極的な参加について 等
②個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の管理について ・マイナンバー記載書類の取り扱いについて ・セキュリティ関連の研修について 等
③執務室内	<ul style="list-style-type: none"> ・執務室内やキャビネットの整理について ・相談窓口設置状態について ・パンフレット類の整理について
④アウトリーチ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症対策事業等の実施及び支援について ・地域の見守りネットワークづくりについて
⑤総合事業	<ul style="list-style-type: none"> ・給付管理等事務処理について
⑥その他	<ul style="list-style-type: none"> ・創意工夫について

(2) 指定介護予防支援事業所の主な質問事項

①人員に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・人員配置・管理者について
②運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援の提供の開始時の説明について ・運営規定の記載事項について ・苦情処理、事故発生時の対応について
③介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サービス計画の作成について ・サービス原案における利用者及び家族の意見の反映について

地域包括支援センター実地検査結果

資料1-1
別紙

	評価する点	改善を求める点
<p>指定地域包括支援センター・事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者カフェを定期開催し、介護者・本人・OBなどによる意見交換を通じて不安等の解消につなげている。(菊かおる園) ・各事業の担当者を年度ごとに入れ替え、職員の知識・経験向上を図っている。給付管理については毎月メインとサブを入れ替えている。(東部) ・地域交流の場として実施していた「<u>出前カフェあったか</u>」はコロナ禍で飲食ができなくなったため、現在は介護予防サロンとして実施している。(中央) ・複合施設のため、研修の実施など他部署とも緊密に連携をとっている。(ふくろうの杜) ・職員が少ないため、<u>職員の全員協力体制</u>で業務を行っている。(医師会) ・<u>いけよんプロジェクト</u>において、月例打合せを開催し、地域の専門職の方と連携・情報共有等を行っている。(いけよんの郷) ・最近はや支援の新規が増えているが、朝と夕のミーティングや月2回の職員会議など<u>ミーティングの回数を増やし</u>、職員間の情報共有を図っている。(アトリエ村) ・訪問拒否に対しては、<u>人やタイミングを変えたり</u>、チラシ等を渡したりするなど対応を工夫している。(西部) ・各包括において、令和3年度より開始した通所型サービス(A8)について、概ね請求情報に誤りはなく、適正に実施されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの地域支援センターの監督・検査で、指摘事項を受ける程の点はなく、問題なく業務の目的を達成していた。 ・介護予防・日常支援総合事業における給付管理等事務処理について、<u>費用コードの一部に誤りがあった</u>。(菊かおる園・東部・医師会・アトリエ村・いけよんの郷) →包括内で認識を再確認のうえ、正しい内容で再請求するよう伝えた。 ・給付管理等事務処理について、<u>介護保険台帳情報誤りや月遅れ請求が重なることにより受付エラーや突合エラー・返戻となっている</u>。(西部) →管理簿等を活用し、基本情報や請求期間やケアマネジメント種別を確認できるよう伝えた。 ・<u>ケアマネジメントB・Cの請求期間に誤認があった</u>。(アトリエ・西部) →介護予防ケアマネジメントプロセスに沿って算定するよう伝えた。 ・<u>主治医意見書の指示内容と異なるサービスが提供されていた</u>。(西部) →主治医の指示内容を再度確認するよう伝えた。
<p>アウトリーチ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特養の食事10食分を近くのカフェで提供する「<u>ほっと菊食堂</u>」を実施。特養と協力し、調整を見守り担当が行う。(菊かおる園) ・見守り担当で緊急時の連絡先を記載したミニ手帳「<u>便利手帳</u>」を作成し、ひろばまつりで配布した。(東部) ・区民ひろばに行けない方のための通しやすい場が必要であり、<u>二層と協力して通所Bの立ち上げ支援等</u>を行う。(中央) ・見守りを拒否されるケースが多いため、別でリストを作成し対応。緊急度でランク付けして包括とも共有し、<u>多方面からアプローチ</u>できる仕組みをつくっている。(ふくろうの杜) ・地域の店舗に足を運んでもらえるきっかけづくりとフレイル予防を目的に、今年で3回目となる<u>ウォークラリー</u>を実施した。(医師会) ・本町1丁目町会や池袋4丁目町会を中心に<u>町会の集まりにも積極的に参加</u>し、幅広く地域での関係づくりを行っている。(いけよんの郷) ・商店街の店舗に<u>ステッカーを貼ってもらう</u>、連携をとりながら、認知症の方の情報共有等を行っている。(アトリエ村) ・<u>アウトリーチ連絡会</u>を包括と年に一回行っており、民生委員や近隣地区の見守り担当、区職員に対して取り組みの報告をしている。(西部) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての見守り支援事業担当の監督・検査で、指摘事項を受ける程の点はなく、問題なく業務の目的を達成していた。